

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和7年3月4日（火） 午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●●

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外3件

議案第37号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

報告第1号 農地参考賃借料及び農作業標準料金の改定について

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

（出席農業委員・8名）
松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、
新村 剛、杉本 久美子
（出席推進委員・7名）
石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、開田 豊一、
伊藤 久義
（欠席委員・1名）
黒田 敏弘

5. 事務局（3名）

北野事務局長 大竹係長 村田主査

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 本日、黒田委員より欠席の届け出が出ております。
それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、高橋 美彦委員、杉本 久美子委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

会 長 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件に
ついて事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案第35号1番について朗読及び説明）
申請地は、●●●● 外2筆 田・畑です。
申請地は、農道に面し、●●●●線から宅地を1筆挟んだ農地です。
申請地は、●●●●の耕作者が水稻が作付していますが、●●●●出身
で、●●●●のアパートで●●●●居住している申請者が、●●●●とい
うこともあり、市の空き家バンクを通じ、申請地隣接地の空き家を取得し
たことに伴い、幼少のころに実家の畑作業を手伝っていたこともあり、農
業をしながら生活したいとの思いを持っていたことから、当該農地を取得
し、必要な農機具を揃え農業を学びながら、水稻や野菜を栽培していく予
定です。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 先日、●●●●推進委員と現地確認に行ってきました。昨年までも耕作
されていたところですが、住所が●●●●となっていたので、どうなのかな
と思いましたが、●●●●委員に●●●●に話を聞いてもらったところ、
事務局から説明があった通り●●●●に住んでいるということで、何ら問
題ないと思います。

推進委員 私も同様の見解でございまして、問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
関する件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局	(議案第 36 号 1 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内（第 1 種住居地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、住宅敷地です。 申請者は●●●●に●●●●し、現在は●●●●アパートに●●●●で居住していますが、●●●●を機に住居を構えることを計画し、勤務先である●●●●と●●●●の中間地点で適地を探していたところ、申請地が●●●●の農地であり、駅・幹線道路・商業施設等から近く生活に便利のため、関係者の同意を得、今回申請されたものです。 隣接地との境界は、擁壁を設け土砂流出を防止します。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。 なお、分筆して残った農地は、農作業進入路、排水路の機能が失われていることもありまして、田から畑へ変更する予定です。	●●●●に伴い、また●●●●が居住しており手狭になってきたことから、住居を構えることを計画し、現居住地周囲で適地を探していたところ、●●●●が所有する申請地が実家隣にあり、今後の●●●●や●●●●等で協力し合うことができ、周囲は国営早月の 8 年縛りや県営事業の対象地で転用が難しいこともあり、関係者の同意を得、今回申請されたものです。 隣接地との境界は、擁壁を設け土砂流出を防止します。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。	
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。	会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。
委 員	28 日に●●●●委員と現地確認してきました。水の管理や草刈りもきちんとされていて、特に問題ありません。	委 員	申請地は元々●●●●が畑をされていましたが、高齢のため無理ということになりまして、申請されました。特に問題はない場所であると思います。
推進委員	●●●●委員と現地を見てきました。駅もすぐ目の前で、宅地としてはすごくいい場所だと思います。ここは田んぼをするより、周りも住宅となっているので住宅地としていいと思います。特に問題ありません。	推進委員	●●●●町内の方も了解されていますので問題ないと思います。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。	会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。
会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。	会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。
事 務 局	(議案第 36 号 2 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●地内の農道に面する農地です。 申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、1 種農地の集落接続であり、例外的に許可できるものと考えられます。 転用理由は、住宅敷地です。 申請者は現在申請地隣接地の実家にて、●●●●と居住していますが、	事 務 局	(議案第 36 号 3 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、土地改良事業実施区域内的の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、既存面積の 2 分の 1 を超えない転用であり、既存地拡張として例外的に許可できるものと考えられます。 転用理由は、資材置場です。 申請者は●●●●で●●●●を営んでおり、申請地隣接地において、別事業者から令和 4 年に買受け、土木碎石プラント、碎石等資材置場として使用していますが、繁忙期になると資材でいっぱいになり、重機やトラックの移動・転回・移動等に苦慮していました。この度、申請地が破産物件となり買い手を探していましたが、周囲は高低差があり、道路・河川・神社等に囲まれ申請者以外に買受ける者がいないこともあって利害が一致し、破産管財人等関係者の同意を得られたことから今回申請されたものです。許可後は、碎石置場・車両転回、積み込み場として活用し、さらなる事業拡大を目指します。 隣接地との境界には畦畔を設け土砂の流出を防止します。雨水は、表面

	を碎石仕上げとし既存排水管を介して下流側既設水路に放流します。		L字の水路を設けることにより付け替えます。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。		隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、敷地内に新設する側溝から敷地南側に新設する埋設型の雨水調整池を介し付け替えた水路に放流します。また、それ以外の一部雨水は西側の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。
委 員	今回破産という形で、地元の方もこれについては特に問題ないという話を聞いておりますので、よろしいかと思います。	職務代理	地区担当委員の補足説明をお願いします。
推進委員	●●●●町内の方が承認されていますので、問題ないと思います。	委 員	地図をご覧のとおり、周りはすでに宅地化され住宅が密集し、商業施設などもあります。この地区におきまして、これから農業をやって農地を管理していくというのは難しいことではないかと思います。また、所有者にしましても、●●●●に在住しているということで、この農地を有効活用していただいて、地域の活性化に寄与していただければよろしいのではないかと思います。町内会とも十分話し合いが行われておりまして、既に、何ら問題ないということを伺っております。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。		
会 長	次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。		
職務代理	では、事務局より次の説明をお願いします。	推進委員	今ほどご報告の通り、この周辺は商業地化しておりますので、異論ないと思います。承認いたします。
事 務 局	(議案第 36 号 4 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内(近隣商業・第 1 種中高層住居専用・第 2 種住居地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、商業用用地です。 申請者は●●●●で●●●●を経営しており、この度、全国でコンテナホテルを展開する企業から滑川市内でもコンテナホテル業を行いたいと相談があったことが契機となっています。この企業は、県内で見ると●●●●の●●●●に隣接した用地で昨年 4 月に全国で 88 箇所目となるコンテナホテルを北陸初出店し、人気を博しています。また、移動可能であり、災害時の活用も期待されることから、●●●●と企業とで災害協定を締結しておられます。滑川市内で適地を探していたところ、申請地が幹線道路に面し、交通の便が良いこと、周囲に商業施設等が多数あること、所有者が遠方におり長らく耕作しておらず、今後もその予定が無い関係者の同意を得、今回申請されたものです。 申請地は高低差がありますが、緩やかな斜面をつけて整地し、周囲の道路と高低差を合わせます。整地後、企業に所有権移転し、客室 40(黒部はダブル・ツイン 13 m ²)、フロント 2、洗濯・自販機・リネン 5 機のコンテナハウスと駐車場 40 台分を整備します。また、現況では申請地内の東から南にかけて用水が通っていますが、関係者と協議の上、敷地際の南東側に	職務代理	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。 では、進行を会長へお返しします。
		会 長	続きまして、議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。
		事 務 局	5 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。 農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、改正前の同法 18 条第 1 項の規定により、6 ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。 7 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 40 件、借り手 11 件で、面積合計は 262,436 m ² 、新規は 6 件 42,358 m ² です。詳細は 8 ～ 14 ページに記載のとおりです。 15 ページをお願いします。農地中間管理事業分の利用権設定状況になります。貸し手 19、借り手は中間管理機構の 1 件、面積合計 242,469 m ² です。

		詳細は 16～20 ページに記載されています。21 ページは参考資料になりますが、借り手である耕作者は記載のとおり 8 名です。	事 務 局	まず農地参考賃借料についてですが、農業委員会の業務の一環として毎年農地の賃借料を、3 年に一度農作業標準料金を、市の広報、市 HP、JA アルプス広報の折込チラシでご案内しています。 平成 21 年度の農地法改正により標準小作料制度が廃止され、料金設定に関して法令に基づく根拠は無くなりましたが、公平な料金の目安を示してほしいとの要望等もあり、引き続き改訂作業を行っており、現在適用の農地参考賃借料は毎年改訂を行っていることから見直しするものです。 23 ページをご覧ください。県農業会議が示す金額により計算した結果、令和 7 年分については、22 ページの前年比で変更はありません。 なお、これはあくまで参考数値であって、生産条件等により、当事者間の同意のもと決定していただくものになります。 25 ページについてはこれまでの賃借料の推移を参考に掲載しています。今後、印刷の発注をし、23 ページの令和 7 年分の農地参考賃借料を配布します。 農作業標準料金についてですが、先ほど述べたとおり 3 年に 1 度改訂しており、本来は今回令和 7 年の改訂を予定していましたが、県農業会議が昨今の資材・燃料・農業機械の高騰により著しい価格の変動が認められるとして、1 年前倒しで昨年改訂したため、当委員会もこれに倣い、昨年改訂したこと、農業会議から昨年改定から大きな変動はないことから今回改訂はしないと示されたため、今年の改訂は行わず、令和 6～8 年分の 3 年間の標準料金とします。
会 長		この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。 （各委員から「異議なし」の発言あり） ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。		
会 長		続きまして、追加議案があります。特定農地貸付の変更について、事務局より説明をお願いします。		
事 務 局		こちらは、土地所有者から農地を借り受けて市が実施主体となって、市民農園を開設して、市民の方に農地として活用してもらう事業を行っております。この市民農園については、面積等の変更があった場合、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に規定されているのですが、農業委員会に対して申請し、（農業委員会は）承認をすることができるという規定がありまして、今回承認申請があったものですから、議案として諮らせていただいてご意見をお伺いするものです。今回の変更点については、大きく分けて 2 点あります。 まず 1 点目、こちらの地図に記載のとおり、●●●●地内の道路を挟んで山側海側で市民農園を実施していたところありますが、この度、土地所有者から、上 2 枚の山側を別の事業に使いたいということで返還のご相談があったものですから、この農地につきまして市民農園を終了し、土地所有者へお返しし、海側下 2 枚の農用地で継続して市民農園を行います。今回面積が減少するというので、承認申請があったものです。 もう 1 点については、次のページが新旧対照表になっておりまして、貸付期間にも変更がありまして、これまでは、4 月 1 日から 12 月末までが貸付期間となっておりますが、これを 4 月 1 日から 3 月 31 日までとして、耕起につきましてもそれぞれ農地を借り受けた人ご自身でやっていただくことに変更するものです。こちらにつきましては、来たる 4 月 1 日以降を改正日として実施することとしています。	会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
会 長		この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。 （各委員から「異議なし」の発言あり） ではこの件につきましては、承認することとします。	会 長	こちらはあくまでも目安ということですので、最終的には当事者間で決めていただきたいということとあります。
会 長		続きまして、報告第 1 号 農地参考賃借料及び農作業標準料金の改訂について、事務局より説明をお願いします。	会 長	ご意見ご質問はないということですので、この件に関しましては事務局案のとおりとします。 その他 ・農地利用の最適化の推進の状況について ・農業者年金の加入促進について ・農業新聞の購読促進について
			会 長	これで、審議は終了しました。

午後 3 時 45 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員